

年金

4月から年金記録が役場窓口で確認できます

町民課 年金係 ☎(232)4914
熊本市西年金事務所 国民年金課 ☎(353)3261

「ねんきんネット」とは自身の年金記録をインターネットで確認することができるサービスです。町では、インターネットの利用が難しい人も安心して利用できるよう、4月から役場の窓口で「ねんきんネット」サービスの提供を始めます。これまでどおり日本年金機構ホームページから利用することもできます。

対象者
国民年金、厚生年金などの加入者
および受給者
※旧法(老齢年金・通算老齢年金受給者)および共済(公務員・学校の先生など)加入中の人は、このサービスを利用することができません。

確認できること
・ 公的年金制度の加入履歴(共済組合加入期間を除く)
・ 国民年金保険料の納付状況
・ 年金見込額の試算など

受付場所 町民課

時間
平日の午前8時30分～午後5時15分

必要なもの
① 運転免許証やパスポートなどの顔写真付き証明で本人確認ができるもの(写真のない証明は、2種類以上の証明が必要です)
② 年金手帳などの基礎年金番号が分かるもの

注意事項
① 代理人による申請もできますが、その場合は委任状と代理人の運転免許証、パスポートなどの顔写真付き証明で本人確認ができるもの、年金手帳などの基礎年金番号が分かるものが必要です。
② 郵送や電話などによる受け付けはできません。

※詳細は、日本年金機構ホームページにも掲載しています。
(http://www.nenkin.go.jp)

消費生活

悪質な健康食品送り付けにご注意を

総合政策課 総合政策係 ☎(232)2112

注文した覚えのない健康食品送り付け相談が急増しています。特に高齢の女性を中心に脅迫めいた健康食品の勧誘の相談が寄せられています。おかしいと思ったら代金は支払わず、早めに相談してください。

相談事例

聞いたこともない業者から電話があり、「2カ月前に注文のあった健康食品を代引配達でお送りします」といわれた。そのような健康食品を注文した覚えがなかったので、注文していないことを伝えると「注文を受けたという記録がある。解約はできないので受け取ってもらわないと困る」と言い、契約が成立しているとの主張を繰り返された。以前に別の業者の健康食品を頼んだことはあるが、この業者には注文したことはない。代引配達で送り付けられた場合、受け取る必要はあるのか。
(70代・女性)

アドバイス

- ① 代引配達で届くと電話があった場合は注文していないことを主張する。
- ② 家族が注文した商品かどうか確認する。
- ③ 誰も注文していない商品であれば、配達時に受取拒否を行い、絶対に

菊陽町消費生活相談窓口

■日時 毎週木曜日
午前10時～午後4時

■場所 役場1階相談室

■相談方法 電話相談・面談相談どちらもできます。相談時には、契約書や関係資料などをお持ちください。
※面談を希望する場合は、事前に総合政策課に予約してください。

代金を支払わない。そのときに事業者の情報(住所・連絡先など)をメモしておく。

④ 健康食品に限らずさまざまな商品を送り付けてくるケースも考えられるので、日頃から家族内で情報交換をしておく。

⑤ 一度支払った代金を取り戻すことは非常に難しいので、安易にお金を支払わない。

⑥ 脅迫的な勧誘があった場合は、警察に相談する。

年金

学生のための年金納付特例制度があります

町民課 年金係 ☎(232)4914

国民年金学生納付特例制度

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象者は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生などで、本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

〈所得の目安〉
118万円＋
(扶養親族などの数×38万円)

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までですが、承認を受けた次の年度も在学予定の場合は、4月初めに再申請の用紙が年金事務所から送られます。引き続き学生納付特例制度を希望する場合は、必要事項を記入し返送してください。

国民年金学生納付特例申請

平成24年度に学生納付特例制度により、保険料納付を猶予されている人で、平成25年度も引き続き在学予定の人には、基礎年金番号などが印字されたはがき形式の「学生納付特例申請書」を3月末にお送りします。平成24年度と同じ学校などに在学する人は、このはがきに必要事項を記入し返送することで、平成25年度も学生納付特例の申請ができます。この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。

平成25年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望する場合は納付書をお送りしますので、近くの年金事務所にご連絡ください。なお、初めて学生納付特例の申請をする人は、これまでどおり在学証明書または学生証の写しの添付が必要です。

- 所在地
・ 熊本東年金事務所 (熊本市東区東町) ☎(367)2503
- ・ 熊本西年金事務所 (熊本市中央区千葉城町) ☎(353)0142

菊池地区更生保護サポートセンターをご利用ください

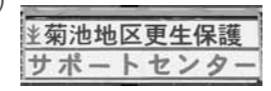
菊池地区保護司会は、菊池市役所泗水総合支所の2階に更生保護の拠点として事務所を設置し、活動しています。

■保護司とは
保護司は地域のボランティアとして、罪を犯した人や非行に走った人たちの立ち直りの援助や、住民からの犯罪や非行の予防について相談に応じ、必要な助言・指導を行っています。

■協力者
菊池地区の保護観察者または生活環境調整対象者は約100人で、保護観察官と協力しながら76人の保護司が援助や相談に当たっています。保護司は更生保護女性会と協力して、「社会を明るくする運動」などの犯罪・非行予防運動も展開しています。

■サポートセンターの役割
住民の皆さんの犯罪や非行についての相談や更生保護についての情報提供などにも対応しています。秘密は厳守しますので気軽にご相談ください。

■所在地 菊池市役所泗水総合支所(2階)
■時間 平日の午前9時～午後4時
■問い合わせ 菊池地区更生保護サポートセンター ☎0968(38)5600



難病などの人も障害福祉サービスが利用できるようになりました

障害者自立支援法の一部が改正され、4月から障害者総合支援法が施行されました。これにより、難病などの人が障がい者の範囲に加わることになり、障害者手帳の有無に関わらず、障害福祉サービスなどの利用が可能となります。

障害福祉サービスなどの利用を希望する人は、対象となる疾患や手続方法についてお問い合わせください。

なお、対象となる疾患や具体的なサービス内容、手続方法については、町ホームページに掲載しています。

- 障害福祉サービスの内容**
- ・ 障害福祉サービス
 - ・ 障害児通所支援および障害児入所支援
 - ・ 相談支援
 - ・ 補装具、日常生活用具給付事業などの地域生活支援事業
- 問い合わせ**
福祉課 福祉係 ☎(232)4913